

公益財団法人 社会変革推進財団 役員及び評議員の報酬等に関する規程
(2025年12月26日改定)

第1条（目的）

本規程は、公益財団法人社会変革推進財団（以下、「本法人」という。）の役員及び評議員の報酬の支給の基準並びに職務を執行するために必要となる費用について定めることを目的とする。

第2条（定義）

本規程において次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第23条第1項に定める理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、本法人を主たる勤務場所とする理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、役員等がその職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の執行に当たり必要となる交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。また、報酬等とは明確に区分されるものとする。

第3条（報酬等の区分）

役員等の報酬等は、常勤理事にあつては月額報酬及び退職慰労金とし、非常勤役員及び評議員については日当とする。

第4条（月額報酬の支給）

1. 常勤理事の月額報酬については、別表1に定める報酬額の範囲内において、理事会で決定した額を支給することができる。
2. 新たに常勤理事に就任した者には、日割計算により、就任の日から月額報酬を支給することができる。
3. 常勤理事が死亡により退職した場合は、月額報酬として死亡した月までの報酬を支給することができる。
4. 月額報酬の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

第5条（日当の支給）

1. 非常勤役員が、理事会、評議員会その他の会議に出席した場合には、報酬として別表2に定める日当を支給する。
2. 評議員が、評議員会に出席した場合には、報酬として別表2に定める日当を支給する。
3. 前2項に定める日当の支給は、当該会議の開催日の属する月の翌月の第8条に定める日に支払うものとする。ただし、支給日が休日にあたる時は、その前営業日とする。

第6条（退職慰労金の支給）

1. 退職慰労金は、役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任または死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。
2. 常勤理事に対する退職慰労金の額は、退任時の月額報酬の60%に、在任月数および支給係数を乗じた額とする。ただし、第8項後段により引き続き在職したものとみなされた者の退職慰労金の額は、退任日におけるそれぞれの役職ごとの月額報酬の60%に、それぞれの役職ごとの在任月数（以下「役職別期間」という。）及び支給係数を乗じて得た額の合計額とする。
3. 在職期間（常勤役員としての通算期間をいう。以下同じ。）及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月とする。
4. 役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在任月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在任月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在任月数から同様に1月を減ずるものとする。
5. 支給係数は、次のとおりとする。
 - (1) 在職4年未満の者 100分の15以内
 - (2) 在職4年以上6年未満の者 100分の20以内
 - (3) 在職6年以上の者 100分の25以内支給係数は、評議員会が業績等に応じて決定するものとする。
6. 役員が職務上の義務違反により解任となった場合にはこの規程は適用しないものとする。
7. 役員が任期満了の日又は、その翌日において再び同一の役職に任命された時は、その者の退職慰労金の支給については、引続き在職した者とみなす。また、常勤理事が任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命された時も同様とする。
8. この規程に定めるところによる退職慰労金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする

第7条（費用の支給）

1. 役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく実費相当額を支払うものとし、また、前払いを要するものについては事前に支払うことができる。
2. 常勤理事には、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支給する。

第8条（報酬及び費用の支給方法）

役員等の報酬及び費用は、毎月25日に、本人が申し出た本人名義の金融機関口座に振り込む方法により支払うものとする。ただし、社会保険料、源泉徴収による所得税その他法令に基づく役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除した額を支払う。

第9条（改廃）

本規程は、定款第14条及び第29条の規定に基づき、評議員会の決議により変更することができる。

附 則 （2018年9月20日）

本規程は、一般財団法人社会変革推進機構の登記の日（2018年9月20日）から施行する。

附 則 （2019年4月23日）

本規程の一部改正は、2019年4月23日から施行し、2019年4月1日から適用する。

附 則 （2019年9月20日）

本規程の一部改正は、2019年10月1日から施行する。

附 則 （2025年12月26日）

本規程の一部改正は、2025年12月26日から施行する。

別表1 常勤理事俸給表（単位：円）

月額報酬 1,500,000 円までの範囲内 （年額 18,000,000 円までの範囲内）

別表2

| 区分 | 1名あたりの報酬額 |
|-------|--|
| 非常勤役員 | 理事会、評議員会その他の会議に出席の都度 1回当たり税込30,000円 |
| 評議員 | 評議員会出席の都度 1回当たり税込30,000円 |